

医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での 臨床研修病院の新規指定等の審議結果を公表します

診療に従事しようとする医師が必修とされている臨床研修を行う臨床研修病院の新規指定等について、平成26年8月27日に開催された医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において審議が行われました。審議結果の概要をお知らせします。

臨床研修は、基幹型臨床研修病院または大学病院が中心となり、その他の病院と連携して、臨床研修病院群を形成して行っています。

臨床研修病院には、臨床研修の全体的な管理・責任を有する基幹型臨床研修病院と、基幹型臨床研修病院等と連携して臨床研修を行う協力型臨床研修病院があります。

1. 基幹型臨床研修病院の新規指定申請

	申請	審議結果	
		適当	不適当
協力型臨床研修病院が基幹型臨床研修病院となるもの	8件	7件	1件

《指定が適当とされた病院》

- ・川崎市立多摩病院（神奈川県）
- ・新潟医療生活協同組合 木戸病院（新潟県）
- ・社会医療法人水人会 水島中央病院（岡山県）
- ・社会医療法人同心会 西条中央病院（愛媛県）
- ・公立玉名中央病院（熊本県）
- ・国保水俣市立総合医療センター（熊本県）
- ・霧島市立医師会医療センター（鹿児島県）

2. 臨床研修病院群の変更申請

	申請	審議結果	
		適当	不適当
(1) 基幹型臨床研修病院に協力型臨床研修病院を追加	6件	6件	0件
(2) 基幹型相当大学病院に協力型臨床研修病院を追加	9件	9件	0件

※ 臨床研修を行う大学病院には、臨床研修の全体的な管理・責任を有する基幹型相当大学病院と、基幹型臨床研修病院等と連携して臨床研修を行う協力型相当大学病院があります。

3. 訪問調査の結果

基幹型臨床研修病院への訪問調査は、基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、「年間入院患者数3,000人以上」を2年以上にわたり満たしていない病院等が、基幹型臨床研修病院として適当であるか否かを実地で調査する趣旨で行っています。

	実施	審議結果	
		指定の 継続	指定取消 の対象
(1) 基幹型臨床研修病院の指定基準のうち「年間入院患者数3000人以上」を2年以上にわたり満たさず、かつ、研修医の在籍している病院への訪問調査（※1）	9件	7件	2件
(2) 平成24年9月に特例的に基幹型臨床研修病院の指定を認めた病院への訪問調査（※2）	2件	2件	0件

※1 訪問調査の結果、全ての調査項目において適正であると評価された病院については、調査期間を2年以内ではなく、今後は、原則として4年以内とする。

※2 指定の継続とされた2病院については、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日医政発第0612004号。以下「施行通知」という。）第2の5の臨床研修病院の指定の基準を満たすことから、今後は、特例ではなく施行通知に基づく基幹型臨床研修病院として、指定を継続する。

4. 指定取消・移転申請等

	申請	審議結果	
		適当	不適當
指定取消	17件	17件	0件
移転	17件	17件	0件
開設者の変更	7件	7件	0件

新たに基幹型相当として臨床研修を開始する大学病院の報告	1件
-----------------------------	----

※ 大学病院は、臨床研修を行うに当たって厚生労働大臣の指定を受けることを要しませんが、新たに臨床研修を開始しようとする場合には報告をお願いしています。